

金沢地方裁判所委員会（第36回）議事概要

1 開催日時

令和3年6月30日（水）午後1時30分～午後3時30分

2 開催場所

金沢地方・家庭裁判所大会議室

3 出席者

安藤喜代子委員，植村誠委員，鵜浦雅志委員，大島広士委員，中村清委員，福田佳央委員，山門優委員，山田裕之委員，吉村真幸委員長，若松典子委員（五十音順）

（説明担当者）

長江民事首席書記官，岡林刑事首席書記官，山下地裁主任書記官，米谷地裁主任書記官，瀬田地裁事務局長，乗地地裁事務局次長，七浦家裁総務課長

（事務担当者）

宮本地裁総務課課長補佐，田中家裁総務課課長補佐，北風地裁総務課文書係長

4 意見交換のテーマ

民事訴訟手続における個人情報保護の在り方について

5 進行

(1) 新任委員自己紹介

(2) 前回委員会における意見交換についての報告

(3) 裁判所からの概要説明

(4) 意見交換

発言の要旨は別紙のとおり

(5) 次回の意見交換テーマ

未定

(6) 次回開催日時

未定

(別紙)

意見交換における主な発言の要旨

【委員長】

個人情報の保護について、委員自身のこれまでの経験、又は所属の団体における実情の紹介、あるいは日頃考えていることなどに関して発言をいただきたい。

【委員】

個人情報を報道する新聞社という立場から、当該情報の扱い等への悩みや苦勞について話をする。

個人情報をどこまで報道するかという判断に日々悩み、そのためのガイドラインを作っているが、社会や時代とともに常に変化が生じていくものであり、また、新聞の読者や市民の感覚によっても変化するものであると感じている。原理原則やガイドラインどおりに新聞を作ろうとしてもうまくいかないこともあるため、ガイドラインに単純に当てはめられないということを徹底し、必ずその都度議論をして決めることを心掛け、前例踏襲とならないように努めている。

最近非常に難しいのは、災害が発生した場合等、行方不明者の情報をどう扱うかということである。東日本大震災以降、亡くなった方の情報は自治体から公表されるものの、行方不明者の情報は公表されないことがある。大きな事件や事故において、被害者の遺族側の強い要請で公表されないことが何度か続いた影響もあってか、行方不明者の情報が自治体から公表されないケースが増えている。行方不明者の情報は、一般市民からすれば非常に重要なものであると考えている。仮に情報が公表されない場合であっても独自に取材をして、行方不明者から近い存在である同居の家族、兄弟、親子から確認できた情報であれば氏名を漢字で、それよりも遠い存在である同僚等の情報であれば氏名を片仮名でといったように、報道機関が工夫をしながら対応している。このような対応が良いのかどうかについては、社会の受け止め方を見ながら試行錯誤をしている状況である。社会性や速報性、実名報道の原則は大事ではあるが、読者の理解や共感が得られることも大事であるため、その度に悩みながら議論をしている。

【委員】

医療の現場では診療情報自体が個人情報であり、これを外部に漏らさないようにすることが非常に重要である。電子カルテについては、スタンドアロンの環境下で運用されており、USB等の媒体に電子カルテのデータを記録することは禁止されている。

裁判所では電子化されたデータをどのように取り扱っているのか伺いたい。

【委員長】

裁判所では情報セキュリティポリシーが定められており、厳格に運用されている。裁判官が自宅で判決の起案をする場合には、この厳格な運用に則ってUSBに電子データを保存して運搬している。

なお、裁判所の業務システムに登録されている電子データについては、同システムから

容易に取り出すことができない状態になっている。

【委員】

在宅勤務をするに当たっては、サーバ側にしっかりとしたセキュリティがあるのであれば、メモリを有しないシンクライアントパソコンを利用することが考えられる。

また、私が所属している労働団体では、労働局や経営者協会に対して、公正な採用を求める要請活動を計画している。私が社会に出た40年ほど前なら、「尊敬する人は誰か。」や「本籍地はどこか。」といったことを面接で聞かれたり、事前に書類に書いたりしていたが、現在はそのようなことをしてはいけないとされている。本籍地については、厚生労働省所定の書式を使用してもらえれば、そもそも記載する欄がない。労働団体においても、このような個人情報に関連した活動を行っている。

【委員】

検察庁ではシステムが庁舎の内部で完結しており、完全にスタンドアロンである。事実上職場でしか仕事をすることができないため、在宅勤務を推進することが難しい状況である。

また、検察庁が保存している記録を閲覧する方が多いところ、記録に記載されている氏名等の開示の範囲で悩んでいる。開示不相当と判断した部分はマスキングをしているが、「消し過ぎであり、閲覧した意味がない。」との指摘を受けることもあれば、逆に「氏名を消されずに開示されたため、プライバシーを侵害された。」と批判されることもあるため、対応が難しく悩ましい実情にある。対応の仕方については、時代の流れとともに変化していくものだと考えており、正解がないというのが実感である。

【委員】

私の勤務している放送局では、ニュースをYouTubeで発信しているが、例えば、発信したものが実名ではなかった場合でも、それを追いつけて特定してしまうことがネット上で行われたりしている。放送する側としては、情報をしっかりと伝えることと、個人情報保護することとのバランスで非常に悩ましく感じることもある。実際、クラスターが発生した店名を公にすべきか否かといった問題についても、やはり公衆衛生等との観点から必要な情報が得られているかということと、個人情報保護することとのバランスが重要であると考えます。

【委員】

マイナンバー制度の導入時に、社外にセキュリティの高いサーバを借用することとした。これによって、社員は自宅等でスマートフォン等の端末から当該サーバにアクセスしてマイナンバーを登録することが可能となり、会社へマイナンバーが記載された書面を持って来る必要がなくなった。また、給料明細については、各自の登録したメールアドレスに宛てて送信されるようになり、年末調整についても当該サーバ上でできるようになった。社員の個人情報を守ることは会社の責務であると考えており、社員が会社から守られていると思ってもらえるように努めている。

【委員】

P T A 役員を 1 0 年以上努めているが、いつの頃からか、個人情報保護の観点から新入生の氏名を学校から教えてもらえなくなった。そこで、P T A 役員が来賓として入学式に出席する際に、学校に掲示される 1 年生の名簿を見て、これに基づいて P T A の名簿を作成するようになったが、家族関係が分からず、P T A 役員を選出する際に困難を極めている。個人情報の保護は当然に大事なことだとは考えているが、提供されるべき者に対してまで提供されなくなるのはどうかと思う。

【委員】

旅館では、全てのお客様に宿帳の記入をお願いしており、宿帳は正に個人情報満載のものである。何かあった場合には、警察関係に見せることもあるため、筆跡が残るように紙媒体のままで保存している。以前は何十年も前のものまで保存していたが、膨大な量となっていたことから対応に苦労していた。旅館業法にも保存期間の定めがないことから、現在は 1 0 年程度の保存にとどめている。

【委員長】

委員の方々の様々な御経験を踏まえ、貴重な御意見をいただいた。個人情報保護の程度は時代の動きや社会の感じ方によって変化が生じるものであるとの御意見をいただくとともに、個人情報保護の観点とその他の要請とのバランスを取っていく必要があるとの御指摘も受けた。裁判所の個人情報保護の在り方について、今後の取り組みを検討するに当たって参考にさせていただきたいと考えている。今後とも御指導御鞭撻を賜りたい。